

# 公 示

第五管区海上保安本部長公示第9号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年6月18日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 近畿地方整備局 和歌山港湾事務所  
住 所 和歌山県和歌山市湊葉種畑の坪 1334
- (2) 名 称 第五管区海上保安本部  
住 所 兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区 域 和歌山下津港和歌山区外港及び南区  
(付図のとおり)
- (2) 期 間 令和6年7月16日から  
令和6年9月30日までのうち2日間

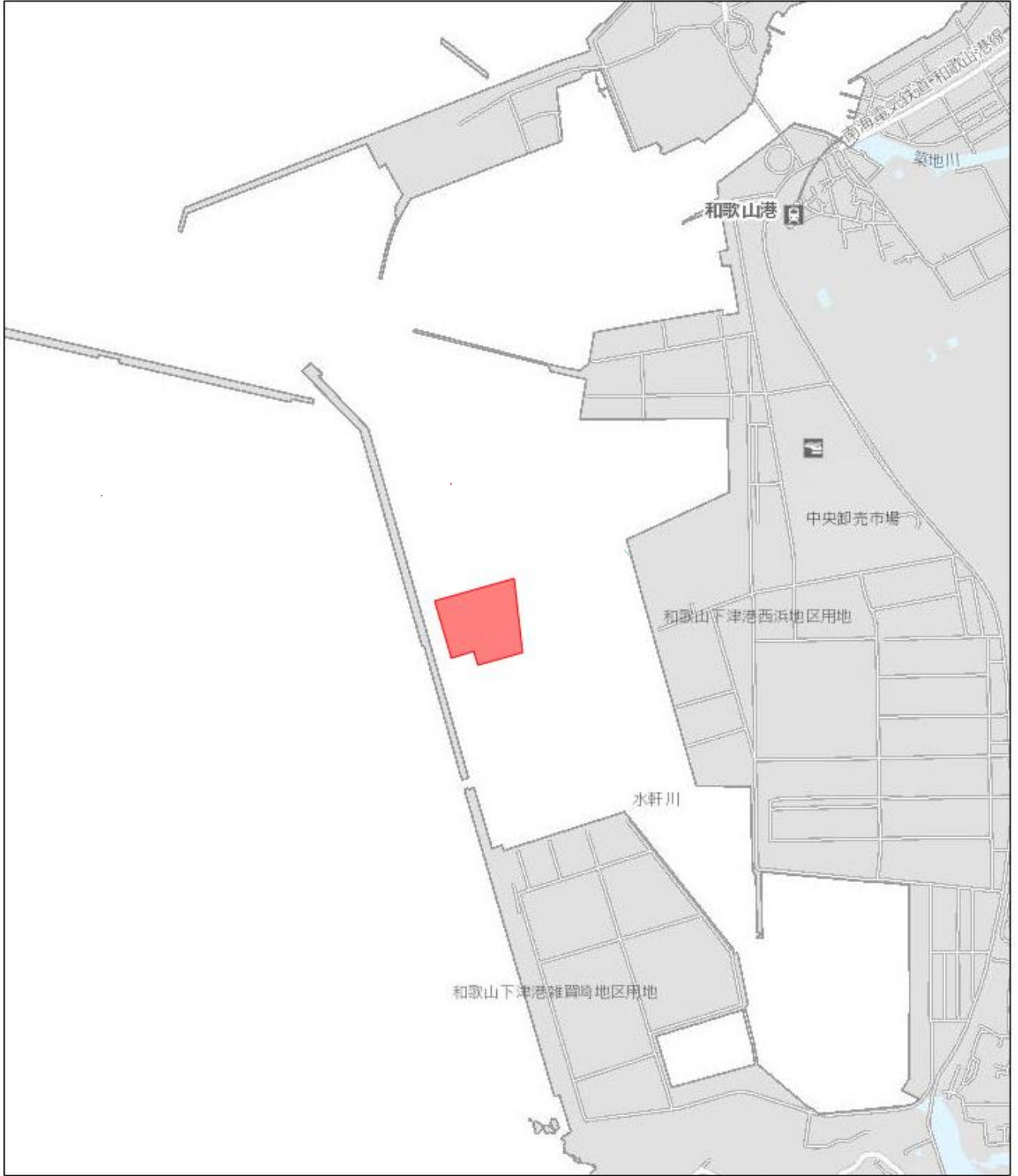
3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、精密音響測深機による海底地形調査等

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白のえん尾旗）を掲揚する。

# 付図



0.4km  
0.2nm

海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

 : 測量区域

出典: 海洋状況表示システム  
(<https://www.msil.go.jp/>)